

窃カニ何レニカ搬出シタル事實アルヲ聞知セルヲ以テ十七日
午前九時頃代表者片山嘉之助外約五十名ノ者ハ會社重役室ニ
取締役日村豊藏ヲ訪問シ前記決算ノ具體的説明ヲ求メタルモ
之ニ應セス更ニ硫酸キエー不搬出ノ事實ヲ追究シタルモ之ヲ
否認セルヲ以テ自撃者タル製薬部ノ加治由太郎ヲ証人トシテ
並會詰問シタルニ日村重役ハ遂ニ其ノ事實アルヲ告白セリ
斯クテ從業員等ハ日村重役ノ態度ハ丸ヲ偽瞞的ニテ故意ナシ
ト激昂シ日村重役ニ暴行ヲ加ヘ結果頭部及膝關節ニ打撲傷ヲ
負ハシムルニ至レリ之ヲ為被害者ハ口頭ヲ以テ告訴ノ意思表
示ヲ為シタルヲ以テ直ニ所轄大崎署ニ於テ被疑者大崎父治白
熊徳藏林繁前田康十郎箱崎弘丸山友太郎小林架装平池内芳
郎高橋元次片山嘉之助ノ十名ヲ檢挙取調ノ上身柄ハ釋放セリ
右及申(道)報候也

別記

要求書

星製菓株式會社破産取消にありました事は同慶に堪事也
我輩は某方面を調査したる結果星社長には某方面某
(太田氏)より現金五万円を領收せし事を仄聞せし
た依つて我々は日々の生活に窮して居ります故に先記
の事を御願致します

左記

- 一 未拂給料の即時支拂の事
- 一 未拂給料支拂不能の時は成品倉庫の製品全部を
社員従業員に管理販賣せしめ未拂給料に充當せ
しむる事

星製菓株式會社破産取消にありました事は同慶に堪事也